

第3回検討会議事録

件名	平成24年度 環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会（第3回）		
日時	平成24年12月21日(金)9:30~12:00	場所	TKP東京駅ビジネスセンター1号館 カンファレンスルーム12A
	出席者（委員）	出席者（その他）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒井委員 ・ 市村委員 ・ 稲葉委員 ・ 大石委員 ・ 上妻委員 ・ 國部委員 ・ 後藤委員 ・ 佐藤委員 ・ 佐野委員 ・ 実平委員 ・ 藺田委員 ・ 竹ヶ原委員 ・ 安井委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大熊環境経済課長 ・ 井上環境経済課長補佐 ・ 猿田環境経済課長補佐 ・ 土橋環境経済課環境専門調査委員 ・ 金融庁（オブザーバー） ・ 経済産業省（オブザーバー） ・ 東京証券取引所（オブザーバー） ・ 日本経済団体連合会（オブザーバー） ・ サステナビリティ情報審査協会 代表 中込様 ・ みずほ情報総研（事務局） 	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【資料3-1】 議事次第 ・ 【資料3-2】 委員名簿 ・ 【資料3-3】 第2回会合 論点メモ ・ 【資料3-4】 持続可能な金融について ・ 【資料3-5】 サステナビリティ情報審査協会様 ご発表資料 ・ 【資料3-6】 環境情報の信頼性について ・ 【資料3-7】 今後の施策の方向について ・ 【参考資料1】 検討委員会報告書の骨子（案） ・ 【参考資料2】 環境報告（要約版）フォーマット（修正案） 		
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 持続可能な金融について 2. 環境情報の信頼性について 3. 今後の施策の方向について 4. 次回について 		

◆開会

事務局 : 定刻になりましたので、ただ今より「平成24年度 環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会」第3回を開催いたします。本日は年末のご多忙の折お集まり下さり、誠にありがとうございます。第1回、第2回に続き、本日の司会・進行をつとめさせていただきます、みずほ情報総研の吉田と申します。よろしくお願いいたします。早速でございますが、まず本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料一式の一枚目に「議事次第」がございます。この裏に、資料一式のリストをお示ししておりますが、資料3-1から資料3-7、及び参考資料が2点、机上配布にて2点（環境報告作成ガイドブックと環境活動レポート）でございます。揃っているかご確認ください。もし不足がございましたらお手を挙げていただければ事務局の者が参りますのでお申し付け下さい。続きまして、前回の委員会の議事録要旨をご説明したいと思っております。資料3-3をご覧ください。（第1回会合 論点メモ（資料3-3）の説明）それでは、本日の議事に移らせていただきます。以降は安井委員長に進行をお願いいたします。安井先生、どうぞよろしくお願いいたします。

◆議題1 「持続可能な金融について」につきまして

安井委員長 : それでは、本日の議事に入ります。本日は、『(1) 持続可能な金融について (2) 環境情報の信頼性について (3) 今後の施策の方向について』の3つの議題について、皆様にご議論いただきたいと思います。まず「(1) 持続可能な金融について」、につきまして、事務局より資料を説明させていただきます。

事務局 : 持続可能な金融について（資料3-4）の説明

安井委員長 : そうしましたら、持続可能な金融の方向性について、ご議論いただければと思います。資料3-4の最後に論点が示されておりますので、こちらに沿って議論いただくとともに、持続可能な金融全般の方向性についてもご議論いただけます。

後藤委員 : 資料3-4 p6『中小企業の環境経営促進に関するアンケート調査より』とありますが、わたくしが行いました。21世紀金融行動原則に署名した金融機関183社にアンケートを送付したものです。実際には、183社のうち60社はアセットマネジメントなど地域金融に関係ない企業もありまして、120社ぐらいが関係しているところだと考えております。この120社のうち5割ぐらいからアンケートを返答していただき、約60社強のアンケート結果となります。全体からみると約30%強ですが、対象企業に対する割合は5割強の回答になります。5割強の回答で、対象となっている120社の動向が読めるわけではないと思いますが、回答していない企業がどのようになっているかは皆目検討がつかない状況です。調査結果ですが、語弊を恐れずに言えば、散々な状況だと思います。自社の環境マネジメントを行って

いるのが4割弱、それぐらいですと、お客様の評価をすることには、全く結びつかない状況だと思います。評価の仕組みを持っているというのが4割ぐらいですが、仕組みを持っていない企業も4割強あります。1つのアンケートの結果に過ぎませんが、開示状況もわからないという中で金融機関が中小企業にアドバイスするなど、中小企業の情報を活用する観点からいくつかの障害があるように感じると補足させていただきます。

竹ヶ原委員 : 後藤委員からご紹介いただいたアンケートの、21世紀金融行動原則の銀行側を束ねるWGを預かっておりましたので、私の方からも補足させていただきます。後藤委員のご発言の通りです。メガバンクから大手の地銀、第二地銀、信金、信組までこのセクターは規模の異なる多様な機関から構成されています。そのため、組織によるレベル感が異なり、議論が割れることが多かったというのが実態です。アンケートの対象として見ると、一見、散々な結果に映ってしまうのは、ある程度やむを得ないのではないかと思います。企業のバランスシートを思い浮かべていただければ一目瞭然ですが、負債と資本で成り立っています。銀行が求める金利と株主が求めてくる配当、これを加重すると、資本コストです。企業はその資本コストを上回るリターンを左側の資産で持っていなければならず、そこでバランスを保っています。極端な例として、自然資本、生態系サービスだけに依存している業態を考えると、資産のリターンというのは木材や海洋資源などの再生産率になります。これでは資本コストとのバランスがとれません。環境に配慮した経営と金融との関わりを論じる場合、この点に関して金融機関が理解する必要があるのですが、21世紀金融行動原則の署名機関でも、このような議論が出来たかというところ、まだまだ少ないというのが残念ながら現状です。21世紀金融行動原則の意義としては、横並び意識でも構わないのでまず署名してもらうこと、ここから始めないと何も始まりません。現在は、ようやくスタートラインに立ったということをお考えいただきたいと思います。事務局が資料3-4 p17に整理していただいた様々な論点があります。地域の金融をどのようにしていくか、ということが非常に重要だと思います。例えば、フィードインタリフが入って再生可能エネルギーが非常に盛り上がっていますが、太陽光発電に関して言えば2Mより小さいもの、あるいは小規模水力などでは、プロファイルのスキーム構築コストをのみ込めないため、与信がつかずに苦労している案件が少なくないようです。こうした案件は、コーポレートベースでやらなければいけないことなのですが、事業主体の信用力が弱いことがネックになります。これを支えられるのは地域金融しかないと思います。また、自治体や市民には、地域資源である再生可能エネルギーを東京から大資本がやってきて、東京の資本家共々根こそぎ持って行ってしまい、電気代の上乗せは地元で負担するという事態への懸念を強めている現状があります。これを解決できる可能性を持つのは地域金融だと思います。市民ファンドなどを介した投資機会を提供し、資金の地域循環をもたらすことです。このように、

地域金融にどのようなツールを持ってもらうかは非常に大事だと思います。加えて、中小企業の環境配慮に関して、地銀と共に中小企業を廻った経験から申しますと、中小企業の環境経営を評価することは情報開示の進んだ大企業相手よりも一般に難しいです。環境だけをピックアップして宣伝する中小企業はほとんどありません。皆さんは生き残りをかけたコスト削減や取引先からの要求事項への対応を必死で行っています。こうした努力、例えば、エネルギーコストの削減、生産性を上げようとするのは、見方を変えれば、エネルギーコストの改善、資源生産性の向上に該当します。こうした読み替えが必要なのだと思います。中小企業に関しては、特にエネルギーコストの削減、生産性の改善は環境経営とイコールです。このことに関して、評価出来る目線とサポートする体制を地域金融が持たなければ、環境経営と金融といったところで実効性は上がらないと思います。また、資料 3-4 p12 のアンケートですが、『大気中への二酸化炭素の排出を抑制している企業』に投資しますか、『産業廃棄物の排出を減らす企業』に投資しますか、と聞かれて、はいと答えるのはディープなエコロジストに限定されてしまいます。こうした「聞き方」をして、投資家サイドの意識が低いと嘆いてみても仕方ありません。二酸化炭素の排出量を削減している、産業廃棄物の排出量を削減しているというのは、コストが下げられている会社、リスクが低い会社、とも言えると思います。生産性の高い会社に投資しますか、と聞かれれば8割の人は投資すると思います。この問題は、聞く方も聞かれる方も環境経営、環境管理、環境対策の区別がついていないことが原因になっていると思います。そこの区別を行っていかないと、大企業はサプライチェーンの管理を強めて、下請けを切るような時に、この問題をわかっていない金融機関では中小企業をサプライチェーン排除リスクから守ることが出来ないと思います。深刻な問題提供をいただいて、答えがないのですが、行動原則を用いながら意識を変えていければと思っております。責任者ですので弁解も兼ねてコメントさせていただきました。

実平委員 : SRI に関して教えていただきたいのですが、日本の資産残高 8,000 億に比べて、米国が 160 兆円、欧州が 200 兆円で桁違いに異なります。資産を動かすのが企業として非常に重要だと思いますが、日本ではなぜ資産残高が低いのかという点とこれを動かすためにはどのようにすればよいのかという点に関して識者に教えていただければと思います。

荒井委員 : 非常に難しい点がありましていつも悩んでおります。1つは社会の成り立ち、歴史があると思います。SRI、ESG などの投資の面から考えていくと、米国では 1920 年代から始まっています。キリスト教的発想で煙草、武器、アルコールが駄目だという思想でもって、社会の役に立たない企業には投資しないということがありました。社会からの要求というベースがあって、そのベースに結びつけて SRI となるわけです。1960~1970 年代、この頃は米国が中心なのですが、この時代には社会運動が非常に盛んで、南アフリカのアパ

ルトヘイト問題、ベトナム反戦、米国内におけるアフリカ系の人との関係、環境問題も当然あります。日本で言う学生運動のような社会運動が非常に広まった時代でした。例えば、ハーバード大学の年金基金、非常に大きな規模でしたが、お金の使い方が問題視され、十分な検討が必要なため研究所が出来た背景があります。投資自体の前に、社会的背景、問題意識があると思います。欧州では、どちらかという人権などの意識が非常に強いですが、欧州の国における問題意識として移民問題など様々な問題がありますが、やはり社会的背景、問題意識が出発点です。日本の問題意識は、現在、少ない気がいたします。学生運動が盛んな時代には、社会問題に対して、市民が行動を起こす取組が背景にあったと思います。これから日本にも訪れるかもしれませんが、まずはこのようなことが考えられます。海外では、公的年金を中心にを行っています。これからの課題は海外で言うと、特に米国と欧州に関してですが、企業年金にどのように広げていくかだと思います。一部、投資信託のように個人投資もありますが、まだ少ないです。日本の場合はスタートしたのが1999年と言われていますが、エコファンドからスタートしまして投資信託を中心に伸びてきました。企業年金を含めて公的年金を含めてどのように取り組んでいくかがこれからの最大課題だと思います。資料3-4 p17で8,000億円程度と記載されておりますが、2007年には株式投資が1兆2,000億円程度になっていました。それらの多くは株式投信で、現在の株式投信はどのようになっているかということ、2,000億円超です。残りの増えた分は債券、海外の国際的金融機関が発行しているインパクトインベストメントなどで、これが日本で増えております。論点は2点ありまして、1つ目はなぜ、株式が少なくなったかということです。まず、株式市場が時価総額で半分くらいになっています。投資信託が下がるのはいたしかたないと思います。株式市場が復活してくると戻ってくると思います。2つ目はインパクトインベストメントという非常に問題意識がはっきりしたお金です。これに個人の投資家が動き、震災の時に、地域を助ける金融製品として、投信などが使われておりますが、このような欧米に基づいた、社会に根付いた、問題意識に根付いた金の動かし方で、このような部分で新しい日本のあり方が出てくることを期待しています。年金の認識、理解が難しい点をいかに解きほぐしていくかが課題と考えています。

後藤委員 : 重複しないようにしますが、3つあると思います。以前、藺田委員の知り合いの大阪の方にお金を出していただいて、社会的責任投資フォーラムを立ち上げました。10年ほど前ですが、年金総合研究所に行ったことがあります。非常に丁寧に対応してもらいましたが、お金に関しては1円でも儲からないものには一切行わないというのが当時のスタンスでした。年金シニア総合研究機構がアンケートを取るようになったこと自体、10年程前と比較して意識が僅かに変わってきたという感じがいたします。2点目は、欧米で金額が多いのはSRIの定義の問題です。何をもちいてSRIかということについて欧州

では多いことを言いたいために、広い定義をします。本当にそのようなものも SRI なのか、というものも含まれています。定義が世界的に統一されているわけではありません。金額の部分はまゆつばの部分若干あると思います。3点目は、欧州では法制的にバックアップしているということです。イギリスが2000年、年金の運用に当たってはCSRに関して説明責任を課しました。説明責任を課しただけですから、リターンが大きいものに投資しました、という説明でも十分でしょうが、結果的には4、5年で対象がSRIに変わりました。企業のCSRを進めるために、説明責任をファンドマネージャーに課すという搦め手からの政策が行われたことはあります。これが3つの理由です。公的年金がある程度変わり、説明責任が義務化されることで、日本も変わってくると思います。

稲葉委員

: SRI ファンドの定義が後藤委員のご発言にございましたが、我々が調べる際に、どのファンドがどの企業の株を購入しているのかを1つずつ拾っていくしかないわけです。その企業がCO2を減らしている、産業廃棄物を減らしている、ということ自分達でチェックするしかないわけです。ファンドマネージャーでも同じです。ある程度のカテゴリーの中で、この企業はきちんとしている企業です、というのがないといけません。東京証券取引所にはぜひ、環境インデックスなどを設立していただきたいと思います。そこでどのような企業を選択しているか、という範囲が明確になれば、日本のSRIはこのようなものだと思います。このような概念が浸透することによって、企業がどのようなことをきちんと行っていくことが必要かということが明確になると思います。なぜ、日本には証券市場に環境インデックスがないのか不思議です。

荒井委員

: 大賛成です。インデックスが非常に難しいのは、インデックスを維持するのが非常に大変だからです。私が委員をやっております英国ロンドンの取引所FTSEの子会社の中で、指数を作成している会社があります。少し話しがズレますが、日本とは指数の扱い方が全く異なっています。日本には東証のトピックス、インデックス、日経225などがありますが、FTSEが行っている指数は対象が20万ぐらいになります。指数の発想自体が異なります。FTSE for good というESG、環境から始まっているE、S、Gという指数がありますが、これは2001年にスタートしています。委員が外部からフリー（無料）で貢献することになっています。運用会社は、入ってきたfeeを全てユニセフに寄附しております。FTSEが儲けようとはしていません。社会のために役立つだろうという発想で行っているからです。毎年2回ロンドンで会議を行っており、その間にも電話会議などを行っておりますが、FTSEの内部の人やそれ以外の人も参加しており、1回の会議は3時間程、議論いたします。そのコストを考えても多大なものになります。FTSEでは無料で行っているので、コストの問題はありませんが、東京証券取引所で行おうとすると大変だと思います。またどのように人を集めるのかという問題もあると思います。

稲葉委員からご意見がありましたように、東証も様々な指数を作成されておりますので、環境という指数も面白いと思います。そのような形で進めていただけるならば大変、助けになると思います。先ほどから出ている意見に関してはアンケートで答えましたが、中小企業を含めて、金融行動原則 **WG** が既にスタートしており、時間がかかるかもしれませんが、各 **WG** の結果が見えると、我々にとっても何が進んでいるかよくわかります。金融行動原則が目的ではなく、何を行うかが目的ですので、各 **WG** を積極的に進めていただければと思います。エコアクション21に関してですが、環境に対しての取組が経営の改善に結びつく、環境経営に結びつくことをもっと強調してよいのではないかと思います。環境というとコスト、リスクを低減するという観点で捉える傾向にありますが、今の時代、海外もそうですが、投資家の観点からすると、いかに経営に結びついているか、改善に結びついているか、将来の社会の変化によって利益に結びつくか、ということが非常に重視され始めましたので、中小企業も経営改善に相当結びつく面もあると思います。このような面をもっと強調していただきたいと思います。

佐藤委員

: 10年程前に **SRI** 投信が、社会の中で注目されはじめた時に、日弁連の理事会で日弁連の持っている年金投資を **SRI** にすることを提案し、理事会で協議していただいたことがありました。その時の理事会の内容は、運用会社に聞いてみますとの答えでした。それで、運用会社によれば、コンプライアンスは見ていますとのことでした。**SRI** ではないですね、と伺ったところ、これは既に **SRI** として行っております、と回答されました。それは違うと述べましたが、何が違うのか、どのようにすれば違う **SRI** に変わるのか、と言われ、私自身、明確に説明できませんでした。今でもその問題は続いていると思いますが、環境に配慮した事業活動は実際、どのくらいコンプライアンス上のレベルなのかということだと思います。それを実践しているという時に、どのような評価軸で行うのか。私は基本的には情報の把握、説明責任だと思いますが、どの情報をどのように説明するか、という共通の認識がないので私も説明できません。金融機関の行動に関してアンケート調査があると思いますが、実施しているという意識は既にあると思います。これ以上、何を行えばよいのかという意識があると思います。つまり、情報の整理、及びこの委員会の根本的なテーマですが、公表の仕方がわかっていないと思います。質問すると、担当者には既に実施していますと答える。それは違うと述べると、担当者にどのように違うか、と言われ、なかなか一言で説明できない。欧州のように **SRI** ファンドの定義を広げると実施していることになるわけです。質問は実施の有無に関してだけで、聞く側も意欲的に聞いてないわけです。自分達も変わろうと質問していかないから、相手も受け止めてこないわけです。どのように変えていくかが問題だと思います。その当時、いくつかの年金基金が参加したという新聞報道が続いたわけですが、その後全くそのような報道は見ない気がいたします。組織としての動きが、年金基

金を含めて、違っていると思っけていてもそのような方が声を出せないようにやっているという雰囲気があると思います。

荒井委員 : 2つ申し上げます。1つは、欧米はSRIの範囲が広いので金額が増えるがありますが、私は逆に考えております。そのような問題意識があるのをSRIと定義してあるのであって、ESGの全部を考慮しなければSRIということではありません。例えば、日本でもクラスター爆弾の問題がありました。クラスター爆弾を考慮する投資もSRI投資だろうという定義に当然なっているわけです。日本ではこの範囲を広げても日本では全く増えません。もともと日本にはないので、定義を変えても日本では増えないという現状があります。そこが最大の問題です。佐藤委員のご指摘は、その通りです。実施しているということがあるかもしれませんが金融機関の認識がまだまだ低いです。金融機関がSRI、ESG投資をどのように考えればよいか、ということがこれからの課題だと思います。非常に大きな変化が起きていてここを理解しているとこれからのSRIがどのようになるのかという課題に結びつくと思います。過去のSRIというのは、極端に言うと、武器が駄目だとか、クラスター爆弾を投資することをやめましょう、南アフリカに投資している企業には投資しないなどということ、そのような動きの中、GMが南アフリカから撤退したという行動に結びつきました。ESGというのは、2005年、2006年のPRIから非常に顕著になってきましたけれど、SRI投資=ESG投資の認識になりました。飛躍的なことで、頭を切り替えなければいけないと思います。昔のSRIは悪い企業は排除しましょう、良い企業にインデックスを作成して投資しましょう、ということでした。投資するサイドからすると、調べる企業は限られています。クラスター爆弾を作っている企業を調べ、その企業に投資しなければよいわけです。見る企業が限られていたわけです。ESGがSRIの課題になることで全ての企業に関して調査する必要があります。E、S、Gは全ての企業に関わっているので、現在しなければならぬことは全ての企業に関してこのことに関して評価しなければならぬということに世界的に切り替わりました。また、金融機関、年金などでは誤解があるように思います。昔のSRIに関して議論しているところが多いように見受けられます。つまり、E、S、Gは全ての企業に関わっていて、どのように取り組んでいくか、その取組を評価してきちんと投資しましょう、ということで、国連が言っていることは、メインストリームを考慮していきましょうと言っています。普通の投資でE、S、Gを考慮していきましょう、ということで、最終目的はSRIファンドというものがなくなって、普通の運用がSRIになっているということが、PRIの10年後か20年後かの目標になっております。年金が投資する普通のファンドであっても、E、S、Gを考慮しているだろうかということが現在の課題だと思います。SRIに投資していることが課題ではなく、頭の切り替えが必要だと思っております。

上妻委員 : 持続可能な金融というものの考え方は、持続可能な社会を作るために、金融

機関の投融資行動、もしくは一般の企業の投融資行動が促進されることだと思えます。これが、なぜ、うまくいっていないのか。それは、この考え方に合理性がないからです。投融資行動だけで持続可能な社会作りを誘導しようとしても、お金は合理性のないところにはなかなか流れません。むしろ、その点では、前向きな取組が行われていないことの方に一定の合理性があります。もちろん、持続可能な社会に進む方向に世の中はありますが、地域、及び国によってその進捗は様々ですし、政策的対応も異なっています。欧州のように長期的なロードマップを作成してそれに従って進めている地域もあれば、それに追従している地域もあります。これから中長期的に世の中がどのような方向へ向かうのかを考えていくと、例えば、環境問題に関して言うならば、気候変動、及び水の問題を含めて規制はより厳しくなっていくのは確かなので、それに対応できるかどうかは、リスクとチャンスの両面で企業のリターンに大きな影響をもたらすだろうと思えます。それは当然、金融機関等の投融資行動に際して評価されなければならない。ガバナンスに関して、企業は中長期的に経営を存続させるにはガバナンス体制がないといけませんが、このことに関しては企業側の意識は低いかもしれません。社会の問題に関して、グローバルなルールでは、人権侵害、腐敗防止に配慮できない企業とは取引しないという方向性で動いておりますので、それも企業にとってリスクとチャンスの両面にかかわってきます。市場はそれに反応するはずですが、反応しておりません。恐らく、その原因はお金を出す側とお金を出してもらおう企業の側の両方にあると思えます。お金を出す側で言うと、ショートターム主義に走っている気がします。持続可能な社会に進むためには、ロングタームな利益の上げ方に注目すべきですが、そのようになっているようには思えません。どうしてそのようになっていないか専門家ではありませんのでよくわかりませんが、それが問題だと思えます。企業（お金を出してもらおう側）に関して言うと、日本は制度が悪いこともあり、外部委員会設置会社に関して、委員会の議長と代表取締役が兼務されている、取締役と執行役の兼務がかなりの人数になる、などガバナンスに対する意識が非常に薄いと思えます。信頼性のない組織に対して長期的な資金を投資することはリスクが大きいので、お金がそのような組織には向かわないのは当然です。人権問題に関して言うと、セクハラ、及びパワハラのレベルで止まっていて、世界的な基準で人権問題を考える意識があまりありません。こうした情報を報告書に作成する際も、戦略的にどのようにしたらお金が集まり、どのようにしたら資本コストが下げることが出来るか、という観点で実務が行われていないように思えます。これが市場の中で生き抜くために合理的な行動であるとすれば合理的だとも言えなくはないが、長期的にみれば合理的には見えなと思います。この意識をどのように変えていくのか。それは変えなくてもよいのか。待っていて、駄目になってしまうことがいいのかもしれませんが、何らかの方法で変えていかなければいけないと思えます。制度の変更を

含めて、行政がもう少し整理された対応をしていくことを考えていく必要があると思います。

國部委員 : 上妻委員、及び荒井委員のご発言に関連いたしますが、この領域を長く研究していて、比較的、膠着状態が続いております。物凄く抜本的な改善ができるわけでもなく、著しい発展をみるわけでもない。全然なくなるわけではなく、ある程度のところは存在しています。政策的には具体的な環境情報開示については、何らかの経済的な政策があると思いますが、もう少し大きな視点でみた時の持続可能な金融のコンセプト的なところをこのような委員会でもはっきり示す必要があるのではないかと思います。具体的に言いますと、上妻委員のご発言に関連しますが、現在の金融の状況は環境の問題が重要ではなくて、金融そのものが破綻してしまう可能性、金融危機がリーマンショック以降、続いているわけです。日本の場合は政権交代して、デフレを脱却すると新聞でも掲載されていましたが、これは日銀が大幅に金融緩和の方向に進めていく中で、お金が市場に増えていくことを意味しております。市場にお金が増えるということは、短期的に元を取らなくてはいけないので金融危機がより深刻になる可能性もあります。1つ重要なのは長期的に安定的な資金を使っていく視点だと思います。それは短期的な方向を長期に変えるのではなくて、短期的に救済しないといけないところでは救済しないといけないが、長期的に救済しなくてはいけないところを短期的に救済することはよくないということです。長期的な視点が重要であることの一つに環境、社会、及びガバナンスを位置づけて、もっと大きなグランドデザインのところにESGを入れ込んで、金融界の上の方々とのコンセンサスをとることが必要になってくると思います。先ほどあったようにPRIのようにメインストリームの中にESGを入れることが重要で、表現の検討も必要だと思いますが、これを示すことが必要だと思います。そこから比較して環境情報開示はどのようにするべきなのか、そこから比較して地域金融はどのようにするべきなのか、などのデザインの設計が必要だと思います。これは環境だけではなくて、将来起こるかもしれない危機に対する対応のためにも重要だと思います。

稲葉委員 : 2点申し上げます。1つは持続可能な金融として、環境としてのターゲットは何なのかということです。最初に議論が出たように、特定のターゲットに対するファンドは昔に比べると伸びていると思います。SRIと言われていたものが何なのかということ考えた時に、CO2を減らすことだった気がいたします。CO2に関して言及するというのをもう少し明確にしないと、何をターゲットにすればよいかということが金融関係者にはわからないと思います。CO2をターゲットとして何か行おうとした時の方策として、自分が所有している株を持っている会社のCO2を金融が全て算出することが必要だと思います。そしてその変遷を調べるべきだと思います。サプライチェーンと言いますが、一般的には物を購入している会社がサプライチェーンに関係します。金融においては、これは株の持ち合いが相当あると思います。株の

持ち合いの現在の状況の中で、金融はどのような株を所有しようとしているのかということを確認するべきだと思います。私も小さい金融の研究会を持っているので、その中で株の持ち合いのマトリックスを作成し、そのマトリックスの中でどのようにCO2が発生するかということ調べてみようと思っています。日本全体の株の持ち合いがどのようになっているのか、その中でCO2排出量がどのようになっているのか、そのような見方をしていかななくてはならないのではないかとということが1つの提案です。もう1つですが、金融が様々なことを行っております。行動原則に署名し、環境情報を開示して、環境に関する商品を販売しております。このようなことを行って、どのようになるかを示す必要があると思います。これをどのように作成するか、様々な検討をしております。特に、地方の銀行においては、地方自治体の税金の預け先をどのようにすべきか、地方自治体がどのように銀行を選択するか、そのような仕組みを構築していく必要があると思います。東京都、大阪地区でもいいですが、大銀行に税金を預ける際に、自治体は何を銀行の選択基準にして預けるのか。現在は、リターンしか見ていないと思います。環境を選択基準に組み込むか、という議論が何故ないのか、というのが不思議に思っております。自治体の役割というものをもっと少し明確にするべきだと思います。

安井委員長 : この国の意識が他の国と様々な観点から異なるのは明らかだと思います。それだけこの国は幸せだったのだと思います。今の議論を伺って考えたことは、個人情報保護法に関して文句を言っておりますが、過去に遡ってみても、きちんと理解していないのではないかと思います。もう少し様々なことを示して、稲葉委員、上妻委員のご発言に関連しますが、金融行動における正義に関して議論されていないことが問題だと思います。

◆議題2「環境情報の信頼性について」につきまして

安井委員長 : それでは、次の議題(2)「環境情報の信頼性について」に入ります。議題(2)では、JSUS代表の中込様にご発表していただきます。中込様、よろしくお願いします。

JSUS・中込様 : ご発表(資料3-5)

安井委員長 : 有り難うございました。時間の関係もございますので、JSUSの中込様のご発表内容についてのご質問は、後ほどお伺いしたいと思います。続きまして、議題(2)の資料を事務局より説明していただきます。

事務局 : 環境情報の信頼性について(資料3-6)

安井委員長 : そうしましたら、JSUSの中込様のご発表内容及び事務局から説明のあった点についての御意見、御質問等も含めまして、環境報告書における環境情報の信頼性についてご質問、ご議論いただければと思います。資料3-6の最後に論点が示されておりますので、こちらに沿って議論いただくとともに、信頼性全般の方向性についてもご議論いただければと思います。

- 上妻委員 : 資料 3-6 p5 のタイトルが間違っていないですか。『保証業務基準』『第三者保証と第三者意見』のタイトルが逆だと思えます。(事務局: 左下と右のグラフのタイトルが逆になっておりました。申し訳ございません。ご修正していただければと思います。ご指摘有り難うございました。)
- 市村委員 : 表に関して一つ教えていただきたいのですが。資料 3-6 p8 『CSR 報告書に対し保証を受けている企業の割合』とありますが、資料 3-6 p7 に記載されているのは、発行されている会社の割合ですか。例えば、インドで『80%』と記載してありますが、インドは20社しか発行してなくて、20社の80%が、つまり16社が保証を受けているということですか。(事務局: 企業の割合ですので、その通りです。)
- 安井委員長 : 本質的な話を始めると、日本と海外の違い、考えの違いなどの話題が出てくるような気がいたしますが、この辺りはいかがですか。
- 國部委員 : 私の研究室でも、第三者保証、第三者意見の調査を昨年行いまして、中込様のご報告と同じような形になっております。あずさの統計によると、第三者保証を受けている企業が増えているとありますが、増えている結果は見られないと思います。第三者保証を受けていた会社が、その後第三者意見に変わっている事例がもう少し大きなサンプルで行えば見られると思います。日経 225 の中の限られた企業なので、増減の変化は統計上、有意な変化を示さないと思います。傾向としては第三者保証が減って、第三者意見が増えている、中込様のご発表内容の通りだと思います。理由は中込様のご発表内容にありましたが、保証するニーズが企業の中で明確でない以上、保証の枠組みだけ増やしていても十分に普及していかないのは事実だと思います。保証はどのレベルまで必要なかを考えていく方が望ましいと思います。環境配慮促進法を作成した時に、当時の環境省の方々には保証を義務化することを考えて、環境報告書の監査指針というものを作成しておりました。経済界から反対が多くて環境報告書の監査指針の作成が困難になりまして、一般的なところ、サステナビリティ情報審査会のような機関で行っていきましょうという動きになりましたが、普及していないのが現状です。第三者意見をつける報告書などが減っているわけではないです。会社の外側からの第三者の目で見ることの重要性は意識されているけれど、程度の問題のところを考えなければならない論点があって、包括的なところから検討していくのではなくて、一般的に行われているところからもう一歩進めた情報の信頼性は何なのかという視点からの検討が必要なのではないか、結果を見て思いました。
- 後藤委員 : 日経 225 の調査で 225 社のうち、10%強は環境報告書を発行していない事実があります。2年前に日経 225 社を調査し、その中でカーボンマネジメントに関して企業を評価しダイヤモンドに発表しました。環境報告書をもとに評価する際に、10%強は報告者を発行してないことがわかりました。日本の各業種を代表する企業の1割が発行していないことが1つ問題です。一定規模以上の企業の環境報告書の監査の義務化を考えた方がよいのでは

ないか、統合レポートに関しては監査の義務化ということを前回の検討会で申し上げました。KPMG の国際調査を見ますと、日本は発行は99～100%でほぼイギリスと並んでおり、日本の大企業は発行しているということでよいことですが、第三者監査は23%ということで世界の中で著しく低いのです。欧州では、統合レポートの中でもアニュアルレポートは法定帳簿であるので監査対象になります。今月、IIRC はプロトタイプのガイドラインを出して、パブコメを求めて来年に向けて実施していくと思います。2015 年以降、様々な形で法制化されるとすると、欧州で活躍している企業は、将来的に統合レポートを出さないといけなくなります。この統合レポートはファイナンス用に特化しておりますので、IIRC も統合レポートとその他の CSR レポートの両立する総合的な形を考えているようで、全て統合レポートに移行することは考えておりません。信頼性に関しては欧州並みに一定規模以上、統合レポート等は報告書監査を義務化して制度化して考えてよいのではないかと。前回言ったことの繰り返しになりますが、コメントさせていただきます。

藪田委員

：レポートを制作している立場から申し上げますが、クレンジンでは毎年40数社のレポートを制作している中で、ほぼ9割は第三者審査を受けるようにするか、または第三者意見書をいただくようにしています。実際に始めて間もないところもありまして第三者意見書をいただきましてもそれに応えられない、監査のレベルに達していない、というところもあり難しいところがございます。そういうところには、徐々にそのような第三者からのチェックをいただきましょう、ということを行っています。監査、及び審査になりますと、コストがかかってきますので、正直申し上げて、レポートにかかるコストが減っている中で、コストの面で審査へのハードルが非常に高くなっております。お願いすればコストをディスカウントしていただける監査機関もあると業界内で話題にはなっていますが、果たしてディスカウントしていいものかどうかを含めて、コストの問題が一番大きいと思います。なかなか明瞭会計は難しいと思いますが、どのくらいの範囲で一定のレベルの監査をすればステップアップできるのか、ということがわかれば、これから CSR 報告書を出される企業の中でステップアップする企業が出てくると思います。もう1つですが、後藤委員から補足していただければと思いますが、先週、エコプロで発表された環境・社会報告書の読者アンケートの結果の2012年版を後藤委員と川北秀人氏が分析されました。この中で報告書の信頼性を高める条件として、国際規格が出されております。イギリス、ドイツ、中国、マレーシア、日本の中で、特に日本の場合は第三者の検証を受けているというところは信頼性を高める条件としては高いのですが、その次に、より具体的な資料、及び数値情報ということで、別の項目でネガティブ情報をきちんと情報開示しているかどうか、というところで信頼性が高まっていると出ていました。このアンケート結果をどのように読み取っていくのかということ

はありますが、海外の方は第三者の検証を受けている点から信頼性の高いレポートという評価をされていますが、日本の場合はまだ、読み手側の方が信頼性が高い条件を明確に位置づけをされておりません。後藤委員に補足していただければと思いますが、つまり、企業側からすると、お金を投資して信頼性を高めていく姿勢はあるが、明確なリターンが出てこないと初めの第一歩が進めない。監査をされたところは継続してされる傾向がありますので、実行性に関しては評価されていると思います。質問ですが、サステナビリティ情報審査協会に、ネガティブ情報の取り扱いに関して気をつけていることがあればお伺いしたいと思います。

J S U S ・中込様：有り難うございます。第三者保証、第三者意見ということがありましたが、第三者意見も第三者から意見をいただくということで大事だと思えますし、第三者保証は出てきた様々な情報に関して保証することですので、正しい情報という報告書を発行した機関が責任を持つことです。保証のコストについてお話しがありましたが、保証の成果物は極端なことを言うと紙切れ一枚になります。保証の報告書を様々な人が発行しようと思ったら膨大な数の報告書が出てしまいます。協会としてそのようなことはあってはならないということで様々な手続き、審査を行って、きちんとした報告書を出して下さい、ということで活動して参りました。コストとの関係ですが、いくらだから実施するということではなく、私が知っている協会のメンバーでお伝えしていることは、これだけの手続きを行うので、コストがこれぐらいになります。コストが高いのであれば保証範囲も狭まります、という話になります。コストの違いによって、保証の価値が上がる、下がるという議論はないと思います。また、保証の意義を感じないということはあると思います。その一方で保証しないで開示する場合でも、日本では意図的にデータを改竄することはほとんどないと思います。ただ、2つ大きな懸念があります。1つ目は開示している範囲です。例えば、名だたるグローバルな企業がデータとして良い数字を出しています。グローバル企業の中には、データの範囲は自分達の目の届く国内だけのデータに限定したりするところもあります。数値をみると良い企業になるわけです。海外に関しては範囲に入れず、データを開示していることになるわけです。連結ベースから開示していないと、わたくしどもの協会は J-SUS マークをつけません。一定の基準を通して審査していくことで利用者の誤解を解いていくことは必要だと思います。2つ目は、環境情報、サステナビリティ情報の間違いが多いことです。お客様はチェック機能を兼ねて監査を利用しているところもあると思います。以上です。

後藤委員

：NTTグループの環境 goo の読者調査を13年間連続して行っております。その中で、信頼性等も聞いております。昨年までの結果は環境 goo で CSR というところをクリックしていただくと、その中にデータが載っております。昨年までのデータは全て掲載しております。今年のデータは先週、発表したばかりで、まだ掲載されておりませんが、1月には掲載する予定です。1月

に掲載されましたら、事務局にご連絡いたします。ご関心のある方は読者がどのような見方をしているかということ、13年連続ですので大変参考になると思いますので、ご覧いただければと思います。4万人前後が答えてくれております。

市村委員

：環境報告書ということで、順番を追って3点程、述べさせていただければと思います。①裾野を広げるためには強制も必要、②有用な情報を出していかなければ、信頼性は上がっていかない、③今ある情報で信頼性を高めるにはどのようにしたらいいか、の3点です。まず1点目の裾野を広げるということですが、上場企業、もしくは告示の出ている企業は強制にしてよい気がいたします。強制だと様々な問題が生じるかもしれませんが、環境報告書を出していない会社は出していない理由を開示して下さい、といった実質的な強制にしないと1,000社以上は広がらない、実質的な強制の体制を政策的に構築するべきだと個人的には思います。2番目の信頼性が付与されていないのはどうしてかということ、利用者に利用できる情報が提供されていない、あるいは利用者に利用できる情報が提供されていたとしても、信用していない、あるいは利用者も「利用したい情報はこれだから提供してくれ」とは言ってくれない、作成者サイドも利用者サイドも、お互い待ちのような形になっていると思います。利用者が利用できる情報を提供しても、信頼を高めないと利用してもらえないと思います。環境情報の質をどのように高めていくかが非常に重要になっていくと思います。3点目、今あるところでどのように信頼を高めるかということ、保証を強制するわけにもいかないの、信頼性付与の水準を明確にしたらよいのではないかと思います。例えば、内部的なものであれば内部プロセスの整備がまずあります、内部監査を行っています、透明性を持ってネガティブ情報を出しています、ということがあります。外部の第三者の信頼性の付与に関しては認証機関の認証、第三者の保証というものがあります。このように段階を決めれば、環境報告書がどの段階のレベルで信頼性の付与がされているかが明確になり、利用者サイドもそこまで行っているならば信頼すると思います。

大石委員

：消費者の立場から環境報告書を読むことはなかなか難しいことです。以前、同業他社を2、3冊読み比べるワークショップを開いたことがあります。その時は、第三者保証、第三者意見はないよりもあった方が消費者の信頼性が上がるということがわかりました。その時に出た意見の中でネガティブ情報まで出している環境報告書は消費者にとってかなり信頼性が高まる、というものがありました。コミュニケーションが大事だと思います。前年度出された環境報告書に関して、出された第三者意見に対して、次年度、真摯に答えを出す、レポートに寄せられた消費者の意見を反映させているなど、コミュニケーションの姿勢がきちんとあるということが、読む側にとって非常に重要なポイントになると思いますので、この部分も入れていただければと思います。

実平委員

：環境報告書を15年間程、作成し続けていて、その間に様々な保証機関と関わってきた経験をふまえて申し上げます。環境報告書自体の義務化の議論があったと思いますが、わたくしどもは継続しているので弊社として問題ないのですが、義務化が果たして意義があるのかということがあります。面白くもない誰も読まない報告書を溜めてどうすればよいただろうかということがあります。どのような観点で利用していくのか、というのをしっかりしていかないと、環境報告書の作成をなかなか義務づけられないと思います。保証に関しても様々な水準があり、意見だけというものも含め、全て、経験いたしました。初期の頃は範囲の間違いなどの改善をしてきました。また同じ保証機関で継続していくと、飽きてしまうというところがあります。これ以上、コストをかける意味があるのかという点で、他の保証機関に変更したこともあります。コストの観点は確かに、グローバルな範囲で保証を取得するとなると相当なコストがかかります。先ほどの義務化と裏腹になるかもしれませんが、仮に全体で何かを行おうとするならば、当然、比較性の議論が出てくるので、環境報告書を出す企業は、このようなデータは必ず開示して下さい、規定データとしてこのようなやり方で出して下さい。それ以外のデータは各企業の独自性があるので、自由データの部分は各企業自由に記載して下さい、として規定データの部分をきっちりと枠を決めて、そこだけは審査をやるならばどの企業も同じようなやり方とすれば、コストが下がることが予想されます。このように社会コストを下げながら、環境報告書をどのように活用して、連携を強めてグリーンイノベーションに繋げる姿まで持っていきたいというのが本来のポイントだと思っております。

安井委員長

：この国は、先ほども申し上げましたが、何となく幸せに過ごしてきたように見えるわけです。信頼性というキーワードに関する重みが足りないわけです。例えば、日本の新幹線は事故が起きないことを前提で設計されていますが、米国の新幹線は事故が起きることが前提に設計されているので、とんでもないスペックになっています。社会システムの信頼性が海外とは根本的に異なると言わざるを得ないと思います。人間は間違いを犯すものだ、人間は嘘をつくものだ、という前提となっている社会と、人間は正しく、性善説で動ける社会。国際的にビジネスを行おうとする際には、海外流に行わなければいけないと思います。だから、海外では負けてしまうのではないかと思います。例えば、医療機器でもそうですよね。日本流では世界に通用しないような気がします。経産省が来ているから言いますが、日本の経済産業の根本的な構造がおかしい。出来たら、この点までしっかりと報告書に記載してほしいと思います。大分長くなりましたので、このまま続けさせていただきます。

◆議題3 「今後の施策の方向について」につきて

安井委員長　：次は、議題（3）「今後の施策の方向について」に入ります。資料を事務局

より説明していただきます。これはレポートの内容になるような気がいたしますが、ご説明をお願いいたします。

事務局・環境省猿田補佐：今後の施策の方向について（資料3-7）（参考資料1、2）

安井委員長：そうしましたら、事務局から説明のあった点についての御意見、御質問等も含めまして、今後の施策の方向について、ご意見をいただければと思います。

國部委員：先ほどご報告いただきました中に、中小企業のサプライチェーンの流れがございました。サプライチェーンはサプライチェーンだけを行うところもありますが、環境配慮型のサプライチェーンをすることで、B to B、及び中小企業も環境配慮に導いていく方向性もあって、それは非常に重要だと思います。サプライチェーンも、ここで記載されているファーストリテイリング、東レなどは1つの事例ですが、ウォルマートなど前回の資料にもありました海外のサプライチェーンの環境関係のものは、サプライチェーンに対する締め付け、排除のイメージは強いです。今、日本企業に求められているのは、日本の中小企業の競争力をアップさせて、環境にも対応させていく視点が重要ですから、このような視点の環境配慮のサプライチェーン、中小企業のB to Bにも対応していくという視点をぜひ入れていただきたいと思います。わたくしはパナソニックの許可を得て、パナソニックが「ECO・VC活動」で賞を与えている企業を何社か廻っているのですが、特にB to B企業に対しては環境に対しての指導効果はかなりありますので、このようなケースをピックアップしていただきながら、サプライチェーンを問題にすることで、中小企業を選別していくのではなくて環境配慮の能力を高めて行っていくことが重要だと思います。

後藤委員：参考資料1 p8 骨子案の中の『中小企業による環境経営・環境報告の現状』の議論ですが、中小企業に関しては本日も議論しているわけですが、中小企業の取組を強化する必要性を報告書には盛り込んでほしいと思います。先ほど、菌田委員からご紹介していただいたNTTの調査でサプライチェーンに関しても調査したのですが、欧米と日本企業の間立った差は、欧米企業は対応していないとサプライヤーと契約を解除（切る）、日本企業はなかなか契約を解除できない（切れない）ことです。日本企業も欧米企業と連携しているところは、今後、切られてしまうというリスクがありますので、強化したレポートになるとよいと思います。

上妻委員：安井委員長に伺いたいのですが、施策を立案する時にタブーはあるのでしょうか。（安井委員長：タブーは全くないということはないと思いますが、このような意見があったと報告書に記載することは構わないと思います。）今、考えていることは社会構造を一定の方向に変えていこうとすることですから、今の均衡が成立している状態を変えていくこととなりますので、単純な政策の1つや2つではどうにかなるわけではない。使える政策を総動員してポリシーミックスで対応していくしかない気がいたします。その中には規制もあるだろうし、市場メカニズムを使う方法もあるでしょうし、先ほどから

出ている情報的な手法もあるでしょうし、場合によっては行動経済学的手法もあると思います。一番有効なのは、市場メカニズムをいかにうまく使っていかうかということになると思います。公共調達の問題と税制優遇が出来るかどうかだと思います。この点に関して、環境省の権限はないですから・・・違いますか。（環境省大熊課長：そんなことはございません。出来ることがあれば。）そうであるとすれば、この点に関して少し研究していただくことがより現実的な施策を作成する上で重要になってくると思います。規制をするとしても、報告書の説明責任だけでは、それ程厳しい規制になりませんし、開示しない理由を説明させるというのは、強制と言え強制ですが、何かを記載するわけではないので、step by step で始めることが必要だと思います。タブーを設けないようにしながら、政策の全体像を提示して今後の対応に委ねながら担保されていくことが一番よいのではないかと思います。

稲葉委員 : 報告書を何に記載するかということですが、本日の議論でありましたが、第三者保証はコストが高いので安くしないといけないということです。ここに記載されておりますが、エコアクション21もそれ程、安いわけではないと思います。本研究会のような報告書は、1回限りで終わってしまう。高い理由を分析して、ここを減らせばこれぐらいの価格になるということに記載していかなければ先に進めないと思います。今までの研究会では、安くしろ、で終わってしまうので、もう一步踏み込んで何をすべきなのかを議論していかなければならない会にしていかなければならないと思います。そのためには情報の開示が必要です。サステナビリティ情報審査協会がお見えですが、値段は資料のどこにも記載されておりません。このような状況でこれから何をしていくか具体的な提案はできないと思います。もう一步踏み込んで、きちんとここを直す、と言える会をここで駄目なら他で作るべきだと私は思います。

安井委員長 : 自己適合宣言を持って行えばよいのだけれども、このようなマインドは日本にはないかもしれません。全体的な印象で恐縮ですが、日本は何か良いことがないと出さないが、海外の企業は常に戦闘モードになっていて、指摘されて痛いところはしっかりガードしていく、というところがあります。日本企業では、ガードというと開示しないことを意味しますが、海外の企業は全部出してしまう、他にはありません、というガードをすることがあります。マインドが全く異なります。どちらがよいですかね、上妻委員。（上妻委員：社会が違いますので。）国内だけで企業経営が出来る会社ならばいいけれども、そうでもない、新たな商機を、例えばIPSで持って金を儲けようとした時、インターナショナルスタンダードでやらなければならないわけで、信頼性をどのように確保すると考えただけで頭が痛くなります。国の根幹に関わる問題のような気がしてしょうがないです。

上妻委員 : 関連して1つだけ申し上げたいのですが、ガバナンスの重要な情報の中に役員報酬があります。欧州では制度的な規制もありまして、個人レベルで役員

報酬が全額開示されますが、日本企業は開示したがないので法律も役員報酬の全額開示の動きになりません。日本の社会全体でこれを是認している状況です。この状況を変えられるかという、変えることは出来ないと思います。CDP のアンケートでも、日本では報告はするが開示しないでくれ、という結果になっています。世界のトップ企業の役員報酬のリストが開示された時に、海外の企業はインターネットで閲覧できますが、日本企業だけは開示しないという考え方です。これは社会の対応の問題だから、どのように変えるか非常に難しいと思います。

荒井委員 : 少し話が異なりますが、この委員会に参加させていただいて、1つ思いますのは、環境省の委員会ですから、環境に関して重きが置かれています。日本は環境に関して海外と比べて非常に高い水準です。ESG というような社会、企業のガバナンスということになると必ずしも環境省だけでなく、経産省、東証にも関わりますので、この点を今後、どのようにしていくかが課題だと思います。なかなか難しいですけれども、そうは言いながらもこの委員会だけで議論しているわけではない時代になっています。今後、どのように行っていくか検討を進めていただければと思います。

後藤委員 : 上妻委員のご発言のように、ある変革をするために思い切ったことをやらなければならないと言う中で私は、全部の義務化ではなくてある一定部分の監査の義務化を申し上げました。実平委員のご発言にありました、特定の範囲内の規定演技と自由演技には賛成です。一律全部、義務化にするのではなくて、特定の範囲である規定の部分は義務化して、グローバルな対応をしていかななくてはならないということを打ち出せば良いと思います。過日、日本の企業のガバナンスで大失敗したのはオリンパスです。オリンパスは CSR レポート 2012 特別版「信頼回復に向けた 100 日間の記録」を発行しております。最高裁の裁判官だった人が委員長になって、第三者委員会では、製品は社会的価値があるということと、社員は真面目だということで会社は存続させるべきだというレポートが今年の冬に発行されました。これから本当に会社が存続できるかはわかりませんが、ガバナンスが駄目だったということが大問題になったわけです。今まで事故が起きてなかっただけで今後、事故が起きない可能性はないわけで、グローバル企業はグローバルな対応が出来るような仕組みに変えていくことが示せば良いという気がいたします。

國部委員 : 規制をしていくのか、自主的な活動を促進していくのか、どちらも重要ですが、自主的な活動を促進していくには、上妻委員のご発言がございましたように経済的なインセンティブが非常に重要になってくると思います。本日の議論にもありましたが、保証を取得するにはコストが高く、保証だけでなく環境対応にはお金がかかります。コストの問題をどのようにするかというのがあります。今回は大きな議論になっておりませんが、環境会計ガイドラインを環境省は作成しております。環境会計ガイドラインに記載しているのは環境保全のためのコストであります。環境保全のためのコストで、法律でな

く企業が行っていることがある場合は、その部分は自主的に行っていることになります。本来は税金として納め、国が施策としてやるべきことを、企業が自主的に行っているとすると、こういう部分での環境保全コストを税制優遇、環境税で配慮する等、経済的なインセンティブと連携して使うと有効だと思います。最初に環境会計ガイドラインを作成した時に、環境庁の当時の室長が大蔵省に、環境会計ガイドラインができたものをベースに税制優遇できないかと言いに行ったことがシンポジウムに掲載されましたから、記録に残っていると思います。大蔵省は環境会計のガイドラインが十分に確立されていないから中長期的課題と言われ拒否されました。今、それから11、12年経ち、十分、中長期的になっておりますので、このような視点も考えていただければと思います。自主的なガイドラインを作成してもなかなか進まないの、少しでも経済的などところを作成していく。政権も変わりましたので、消費増税の反対に減税もしていかななくてはいけませんから、どこかに記載していただければと思います。

藺田委員 : 前回までは自主的に環境報告書を含めて、情報開示していくとしていたのですが、思い切って義務化した案を事務局へ提出したアンケートに入れております。最近、企業の方からもトップからコスト削減で環境報告書を公開しなくて良いのではないかと、ということが出てきていて、義務化してもらった方が社内予算も取りやすく、進めやすいとのこと。社内教育で使っていることが多いですが、社内の意識の浸透のところでは徐々に義務化をしていっております。ただし、規定演技、自由演技というところで分けていくのが良いと思います。一方で、個人的に問題視していることは、受け取り手側の意識が低すぎるということです。今回の施策の方向性に関しても記入したのですが、環境 goo のデータの中にも出て来ておりますが、各国の環境意識、CSR 意識を比較すると海外と比べて日本は低くなってしまいます。環境になるとより低くなります。雇用問題、人権問題が海外では高いのですが、日本の中でも社会不安を含めて、少しずつこのような意識も高くなっていきますが、全体としてはまだまだ低いです。国民対策室みたいなものが出来て、未来のために、これからの持続可能な社会のために、若い方を中心に、これから教育関連に携わっていかれる方々など多くの方にわかっていただくことが必要だと思います。私も委員を務めておりますが、チームマイナス6%、チャレンジ25など、ウォームビズ、クールビズ、ウォームシェア、クールシェアも含めて、このような内容がかなり浸透しつつある気がいたします。国民のリテラシー自体を上げていかないと受け手側の意識が上がっていかないと、作り手側、企業側、発信する側だけが努力してもうまくいかないと思います。

佐野委員 : 実平委員、後藤委員のご発言がありましたが、120ページくらいの環境報告書を作成するようになってきています。環境報告書だけで様々なことを語っていてもしょうがないような気がいたします。様々な情報を開示するのと

同時に、信頼性も担保する必要もあります。信頼性といっても、どこの部分が信頼できないのか、様々です。消費者の方で言えば、ネガティブ情報を出すということで信頼性を持つという判断もあります。投資家の方にとってみれば、数値情報が僅かに異なることが信頼性に繋がるということがあります。CSR 報告書、環境報告書、サステナビリティ報告書、統合報告書等、様々な報告書があると思いますが、それぞれの報告書で内容、意味合いも異なりますし、テーマによって、誰とコミュニケーションしていくのも本来は異なっていると思います。今回の委員会のテーマは事業活動を促進する検討委員会であるので、環境情報の情報そのものをどのように使うのかということだと思います。投資の方、消費者の方といった対象となる方との関係において情報を使っていただくことが基本的なことになると思います。その関係の中でどのような情報が必要で、どこが信頼されていないのか。紙媒体として開示する報告書としての考え方ではないわけで、投資家の方とコミュニケーションをしようとした時には、全然異なる手段が必要であり、120ページの報告書を開示してもしょうがないと思います。部分的な短信版のようなものかもしれませんが、きちんと投資家の方とのコミュニケーションツールとして信頼性を担保していければよいと思います。それ以外のところは、120ページ以上の報告書を誤字脱字は別にして、企業は信頼性を深める努力をして作成していると思います。誰の、何のための、情報開示なのかをはっきりさせて、皆さんと共に作成できれば無駄な情報を開示する必要がなくなると思います。平均的な120ページにならないということになっていくと思います。

大石委員 : 2点程、考えていることがございます。今回、エコプロ展に行っていました。企業が開示していることは環境に関することですが、CMを始めとする企業活動が出ているかという点とほとんど出ていないと思います。環境展で出す情報が新聞紙面、及びCMできちんと消費者に伝えられないのかということが大きな疑問です。藪田委員のご発言にもありましたが、新聞紙面でもきちんと環境行動を開示している企業はございますが、もっと身近なマスメディアを通じた情報開示の中に、環境情報というものを取り入れていくことを、例えば、4回に1回のCMに環境情報を入れるとか具体的にそのようなものがあればよいのかなと思います。あと1つは、藪田委員のご発言にもありましたが、受け取る側の体制というのは非常に大事で、先ほど環境報告書を読む会という話をしましたが、高校でこのようなことを行われている教師がいらっしゃいました。高校生に対しても出来ると言うことは、大学の先生方が多数ご参加されておりますが、これから就職を控えている大学生に対してもできるわけで、これから企業の選択をする学生に対しては、文科省の管轄になるかもしれませんが、大学教育の中で企業の環境報告書の読み比べを取り入れてもらいたいと思います。

佐藤委員 : 出ている意見と近いですが、環境報告書の数を増やすという点では、上場企

業で一定の規模の企業に関して規制をする時期にきていると思います。公共調達する際には、調達基準の中で環境配慮、及び報告書、労働問題もそうであると思いますが、ある程度、点数制度にして、一定の基準を満たさなければ公共調達をできなくするといったことをしないと、価格だけの公共調達では、環境配慮のない会社が残ってしまう可能性がございますから、公共調達に関しては基礎づけることが必要だと思います。信頼性の問題は、わたくしも何を向上させるかがまだよくわからないところですので、認証を義務づけるのは若干、早い気がいたします。

安井委員長 : 公共調達に関して申し上げますと、環境省のグリーン購入法があります。グリーン購入法は私も委員会で検討しておりますが、加点制度にして、報告義務を課すことも必要かもしれない気がいたします。ご意見をいただいて、具体的な施策も出来ると思います。恐らく、大熊課長が中心になって全て検討して、個別にご相談することになると思います。最終回で、この報告書は不合格というわけにはいきませんので、事前にご相談があると思います。様々な視点からの記述があることを期待いたします。本日のご意見は、国民のリテラシーが低い、投資家のリテラシーが低い、企業リテラシーが低いと様々出てきました。日本はリスクをあまり考えない習慣があると思います。リスクゼロが出来ると思っている国民の割合は95%もいます。このような国でこういったことを行うことはなかなか難しい気がします。日本の投資家の悪口を言えば、米国の償還部分だけ影響していて、彼らの持っている社会的責任みたいなものは全て放棄しています。企業のリテラシーは、戦闘モードの中でこのようなことを行うことが本来の姿ですが、出せるところしか出していません。本当に戦闘モードに入った時に、これが武器になるぐらいの気持ちになって企業は行ってほしいです。

環境省大熊課長 : 今までのご意見、及びアンケートと言う形でご意見をいただきまして誠に有り難うございました。本日のご意見で大きな方向を、理念を含めて打ち出すべきだということで、具体的などころで大、中小企業を含めて、誰のために何の開示だということをしっかりふまえて、どのようなことを進めていくかについて、具体的なことも様々、ご意見をいただきましたので、役所のリテラシーが足りないと言われないようにしっかり案を作成して事前に相談するように行って参りたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

◆今後の予定につきまして

安井委員長 : 最後に、今後の予定を事務局より説明していただきたいと思います。

事務局 : 事務局より既にご案内差し上げました通り、第4回検討会は、3月1日(金)15時00分から17時30分、会場は、追ってご連絡いたします。次回の議案としては、特定事業者の環境報告と、また第1回から今回までの委員会での議論を踏まえ、委員会報告書の草案を作成し、事前に委員の皆様にご確認

をいただきたいと考えております。そして、ご意見等がある程度反映させた形にて、次回検討委員会で最終的なご議論をしていただく予定です。また、環境報告の要約版について、公募した結果等について報告をさせていただくことを予定しております。

安井委員長 : 今の説明について、何か御質問ございませんか。その他、よろしいでしょうか。それでは、本日予定しておりました議題は以上です。

◆閉会

安井委員長 : 最後に何かございますか。そのほかございませんでしょうか。それでは、これにて本日の環境に配慮した事業活動の促進の関する検討委員会 第3回会合を終了させていただきます。本日は御多忙のところ御参集いただき、また、貴重な御意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

以 上